

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月17日

【会社名】 株式会社MAGねっとホールディングス

【英訳名】 MAG NET HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 嘉仁

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項ありません

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目9番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月30日に提出いたしました第40期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3. 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成27年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、当社及び当社の連結子会社が保有する貸付金に対する未収利息と貸倒引当金の会計処理に関し誤りのあることが判明したため、平成27年3月期第1四半期から第3四半期における四半期報告書並びに平成27年3月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤りは、該当する会計基準等に関する理解不足及び当社の決算財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制が不十分である等、正確な財務数値を作成するための当社の経理体制に起因したものであり、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。

連結対象会社の管理体制の充実と決算処理に関する情報の共有化

経理・決算業務に関する基礎及び専門知識の習得

外部専門家との連携と決算財務報告プロセスの見直し